

(幼稚園型認定こども園) 広田幼稚園 重要事項説明書

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	学校法人 広田学園
事業者の所在地	西宮市広田町 11 番地 27 号
事業者の連絡先	TEL 0798-72-2952 FAX 0798-72-7012
代表者氏名	理事長 岸 圭一

(2) 施設の概要

種別	幼稚園型認定こども園							
名称	認定こども園 広田幼稚園							
所在地	西宮市広田町 11 番地 27 号							
連絡先	TEL 0798-72-2952 FAX 0798-72-7012							
園長氏名	園長 上田 尚子							
開園年月日	令和 7 年 4 月 1 日							
開園時間	午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	一 人	一 人	一 人	80 人	42 人	53 人	175 人
	2 号・3 号	一 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	15 人
	合計	人	3 人	3 人	83 人	45 人	56 人	190 人
当園の基本理念・方針		私達職員はお子様の成長を信じ、日々、どの子も出来る どの子も育つ(できるのに時間差があるだけ)を合言葉に、素直で礼儀正しく挨拶ができ、勤勉、正直で向上心が有り、卑怯なふるまいをせず恥を知り、躰が身に付き、誰からも愛される子ども像を目標に、素直・謙虚・感謝を合言葉に全職員でお子様の成長のお手伝いをするを方針としています。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体面積	1,586.78 m ²
	園庭面積	827.34 m ²
園舎	構造・延床面積	鉄骨造 3 階建・1,454.21 m ²
	建物構造	耐火建築物

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	0 室	0 歳児室
ほふく室	1 室	1 歳児室
保育室	9 室	2 歳児～5 歳児室
遊戯室	0 室	
沐浴室	0 室	
調理室	1 室	
調乳室	0 室	
休養室（医務室）	1 室	
事務室（職員室）	1 室	
相談室	0 室	
便所	6 か所	
職員用便所	2 か所	
屋外遊戯場	1 か所	（1 階 1 か所）

(5) 職員体制（令和 7 年 4 月 1 日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
副園長（教頭）	1 人	1 人	人	
主幹保育教諭	1 人	1 人	人	
指導保育教諭	1 人	1 人	人	
保育教諭	12 人	12 人	2 人	
栄養士	1 人	人	人	委託
調理員	2 人	人	人	委託
事務職員	3 人	3 人	0 人	
学校医	1 人	—	1 人	
学校歯科医	1 人	—	1 人	
学校薬剤師	1 人	—	1 人	

（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【１号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 8 時 30 分～午後 2 時 30 分（4 時間）
預かり保育	保育時間	朝：午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分 夕：午後 2 時 30 分～午後 7 時 00 分 土曜：なし
業日	日曜日・土曜日・祝日	
	夏季（ 7 月 21 日～ 8 月 31 日）	
	冬季（ 12 月 21 日～ 1 月 10 日）	
	春季（ 3 月 19 日～ 4 月 9 日）	
	開園記念日（ 2 月 13 日）	

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分（11 時間）
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（8 時間）
延長保育	保育標準時間	朝：午前 7 時 00 分～午前 8 時 00 分
	保育短時間	朝：午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分 夕：午後 4 時 30 分～午後 7 時 00 分
開所時間	月～金曜日	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
休業日	日曜日・祝日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

※台風接近等に伴う対応について

○通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）

- ・通常の気象警報であれば保育を実施しますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては当園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

○本市に「特別警報」等が発令された場合

- ・午前7時現在で気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休園」とします。
- ・また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。

○土砂災害、洪水、高潮などで「高齢者等避難」(警戒レベル3)や「避難指示」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が発令された場合

- ・午前7時現在、西宮市より「高齢者等避難」(警戒レベル3)や、「避難指示」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

※「特別警報」、「高齢者等避難」(警戒レベル3)、「避難指示」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)の発令により臨時休園後、発令が解除された場合でも当日は休園とします。

- ・7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」(警戒レベル3)や、「避難指示」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。
- ・避難所に避難している場合は、一斉メール配信、玄関に掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は「休園」とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが高く大きい旨を警告する防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

(7) 提供する特定教育・保育の内容

読み・書き・計算・体操・音楽・鍵盤ハーモニカ・駆け足・英語などのカリキュラムを毎日繰り返し行います。できる友達の姿を見ると、自然と「ぼくもできるようになりたい」と思うようになります。その向上心こそが「できる力」となって、子どもから子どもへ伝染していきます。子どもたちの力はすごい！子どもの伝染力はすごい！子ども同士で教え合い、そして励ましあって「できる」を伝染させていきます。「やればできる 絶対できる」を合言葉に、何事も諦めずに最後までやり遂げる強い心を育てていきます。中学校、高校、大学、そして社会に出て様々な困難にも立ち向かえる「強い心」「我慢」「忍耐力」「向上心」を身に着けるべく、幼稚園生活4年間の間に、体と心を鍛えます。

(8) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園式 年長 お泊まり保育
5 月	親子フェスティバル 春の遠足
6 月	水遊び・プール
7 月	年中お泊り保育 終業式
8 月	同窓会
9 月	秋の遠足
10 月	広田まつり
11 月	運動会
12 月	作品展 終業式
1 月	耐寒遠足
2 月	発表会
3 月	卒園式 修了式

(9) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)
------------------	------------------------------

1 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

種類	支払いを求める理由	額	備考
教育充実費 (広田学園教育受講料) (1才) 3号	横峯式教育	1,000 円	・月額 ・徴収時期－毎月 13 日 ・1才のみ徴収
教育充実費 (広田学園教育受講料) (2才) 3号	英語(国際)教育、横峯式教育、体操指導、タブレットを使用した教育等	20,300 円	・月額 ・徴収時期－毎月 13 日 ・2才のみ徴収
教育充実費 (広田学園教育受講料) (満3才) 1号	英語(国際)教育、横峯式教育、体操指導、タブレットを使用した教育等	20,300 円	・月額 ・徴収時期－毎月 13 日 ・満3才のみ徴収
教育充実費 (広田学園教育受講料) (3才) 1号2号	英語(国際)教育、横峯式教育、体操指導、タブレットを使用した教育等	19,300 円	・月額 ・徴収時期－毎月 13 日 ・3才のみ徴収
教育充実費 (広田学園教育受講料) (4才、5才) 1号2号	英語(国際)教育、横峯式教育、体操指導、タブレットを使用した教育等	18,300 円	・月額 ・徴収時期－毎月 13 日 ・4, 5才のみ徴収
入園準備費	入園決定後、入園まで月1～2回体験保育。	48,000 円	・入園時 ・全園児
施設充実費	園舎、園設備の修繕や改修等	102,000 円	・入園時 ・全園児
ひろたっこ育成費	英語教育、横峯式教育の年度更新にかかる費用	10,000 円	・進級時 ・全園児
給食関係施設充実費	給食関係の施設・機器・備品、修繕や改修等	111 円	・1食分 ・上乗せ徴収「給食費」と合わせて徴収

2 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

種類	支払いを求める理由	額	備考
給食費 (1号)	給食提供のため	5,000円～ 10,000円	・月額 ・1食500円 (給食関係充施設充実費を含んで徴収) ・徴収時期－利用月の当月20日頃 ・1号のみ
給食費 (2・3号)	給食提供のため (主食4,000円 副食6,000円)	10,000円	・月額 ・1食 主食163円・副食226円 (給食関係充施設充実費を含んで徴収) ・徴収時期－利用月の当月20日頃 ・2・3号のみ(3号は原則なし)
給食費 (2・3号) 土曜日あり	給食提供のため (主食5,000円 副食7,500円)	12,500円	・月額 ・1食 主食163円・副食226円 (給食関係充施設充実費を含んで徴収) ・徴収時期－利用月の当月20日頃 ・2・3号のみ(3号は原則なし)
遠足代	遠足の実施のため	実費	・徴収時期－利用月の当月末 ・全園児
絵本代	絵本購入のため	実費	・徴収時期－利用月の当月20日 ・3、4、5歳児(9、10、11月)
その他 保育用品	用品購入のため	実費	別紙 ・全園児

3 保育標準時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担

項目	金額
保育標準時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担 午前7時00分～午前8時00分	1,000円(日額)
保育短時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担 午前7時00分～午前8時30分	1,000円(日額)
保育短時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担 午後4時30分～午後7時00分	1,300円(日額)

4 教育標準時間認定子どもの預かり保育に係る利用者負担

項目	金額
午前保育日 午後3時00分まで	1,200円(日額)
午前保育日 午後5時45分まで	1,800円(日額)
午前保育日 午後7時00分まで	2,300円(日額)
午後保育日 午後5時45分まで	1,300円(日額)
午後保育日 午後7時00分まで	1,800円(日額)
早朝7時00分～午前8時30分までの登園	1,000円(日額)

(1 0) 支払方法

銀行口座引落とし 及び 現金

(1 1) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【 1 号認定子ども】施設の管理者が定めた選考方法による 【 2 号・ 3 号認定子ども】西宮市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	* 1 号・ 2 号・ 3 号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む。） * 保護者から退園の申出があったとき * 利用継続が不可能であると市が認めたとき * その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

(1 2) 学校医

氏 名	宮内啓輔
所在地	尼崎市武庫之荘 4 丁目 10-5
電話番号	06-4962-3733

(1 3) 学校歯科医

氏 名	野村俊弥
所在地	西宮市広田町 13 番地 30 号
電話番号	0798-74-6311

(1 4) 学校薬剤師

氏 名	中村真砂子
所在地	西宮市広田町 11 番地 27 号
電話番号	0798-72-2952

(1 5) 緊急時における対応方法

当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市及び当該支給認定保護者に連絡するとともに、必要な処置を講ずる。

2 当園は、「緊急対応マニュアル」及び緊急避難カードを作成し、緊急時の対応を円滑にするよう努める。

3 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明、再発防止の為の対策を講じるものとする。

4 当園は、利用こどもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【管轄する消防署】

消防署名	瓦木消防署甲東分署
所在地	西宮市上ヶ原一番町 1-64
電話番号	0798-54-0119

【管轄する警察署】

警察署名	西宮警察署
所在地	西宮市津田町 3 番 3 号
電話番号	0798-33-0110

(1 6) 非常災害対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月 1 回以上避難、消火、救出及びその他必要な訓練を実施します。

防火管理者	上田 尚子
消防計画届出年月日	令和 5 年 12 月 27 日
避難訓練	火災訓練(12)、地震(4)、不審者(3)、総合訓練(1)
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器
避難場所	(一次避難場所) 広田小学校 (二次避難場所) 神戸女学院大学 西宮聖和キャンパス
緊急時の連絡手段	「レイザーキッズ」というメール配信システムを導入して緊急の連絡配信をしています

○避難誘導経路及び消防設備配置図

避難誘導経路
及び消防設備配置図
別紙にて

○防犯、事故防止のための措置について

- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警と連絡がとれます。
- ・玄関ドアのチェック、ドアの施錠の確認。
外部からの不審者などに日常的に注意する。
- ・近隣の関係機関と情報交換を行うなどの連携をはかる。

（１７）安全計画

当園では「事故防止・災害時マニュアル」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

（１８）虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言）を与えるような関わりは「虐待」となり、してはならないとされています。これらの法律に基づき、虐待を受けたと思われるような傷やあざがあった場合等は、当園も市へ通告する義務があります。

当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

(1 9) 相 談 ・ 要 望 ・ 苦 情 窓 口

相談・苦情受付担当者	主任 寺田貴衣子	電話 0798-72-2952
相談・苦情解決責任者	園長 上田尚子	電話 0798-72-2952
第三者委員	片岡秀樹	(有) 片岡保育社 (保育用品などの会社) 電話 : 080-3857-4588
	升川祐太	経営コンサルタント (幼稚園・保育園) 電話 090-5842-2278
	東一智康	体操指導員 (地域)
		電話 080-4619-7018

【 要 望 ・ 苦 情 等 へ の 対 応 方 法 】

(1) 利用者への周知

- ア 施設内の掲示、パンフレットの配布等により、利用者へ要望等を受付する旨と要望等の受付及び解決の仕組みについて周知する。
- イ 利用者に対して、解決責任者、受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先を周知する。

(2) 要望等の受付

- ア 受付担当者は、利用者からの要望等を随時受け付けることを周知する。
- イ 利用者に対し、第三者委員へ直接要望等を申し出ることができることを周知する。

(3) 受付担当者は、利用者からの要望等の受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について申出人に確認する。

- ① 要望等の内容
- ② 申出人の希望等
- ③ 第三者委員への報告の要否
- ④ 申出人と解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否
- ⑤ 第三者委員への報告又は立ち合いが不要な場合は、申出人と解決責任者の話し合いによる解決を図るよう務める。

(4) 受付担当者は、受け付けた要望等はすべて解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、申出人が第三者委員への報告を明確に拒否した場合は、第三者委員への報告は行わないものとする。

(5) 投書やインターネット等による匿名の要望等については、すべて第三者委員に報告し、必要な対応を行う。

(2 0) 保険の加入状況

災害共済給付制度への加入

在園中の不慮の事故や災害のため、任意で次の制度への加入をお願いしています。

保険の種類	災害共済給付制度		
保険の内容	災害の種類	災害の範囲	給付金額
	負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費（給付金の計算方法） ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、 <u>高額療養費</u> の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
	疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
	障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により 1 級から 14 級に区分される	障害見舞金（ <u>障害等級表</u> ） 4,000 万円～88 万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
	死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学（園）中の場合 1,500 万円〕
		突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学（園）中の場合 1,500 万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 〔通学（園）中の場合も同額〕
保護者負担額	0 円		

・賠償責任保険

保険の種類	兵私幼協総合補償制度(総合賠償責任保険)
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	身体 1 名 2 億円 1 事故 8 億円

・傷害保険

保険の種類	兵私幼協総合補償制度(総合賠償責任保険)
保険の内容	傷害保険(行事参加者)
保険金額	死亡後遺症(最高) 100 万円入院日額 1,500 円通院日額 1,000 円

(2 1) 個人情報の取り扱い

当園の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、適切な管理を行います。

なお、次の目的のために必要最小限の範囲内において、保護者の同意を得たうえで、関係機関等に対して個人情報を提供することがあります。

(1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校に対して必要な情報を提供します。

(2) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報を提供します。

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

設置者

園 名：認定こども園 広田幼稚園
所 在 地：西宮市広田町 11 番地 27 号
説明者職名：園長 上田尚子

私は、書面に基づいて認定こども園 広田幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。また、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、必要最小限の範囲内において、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の関係機関に対して提供することに同意します。

年 月 日

利用者

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児童から見た続柄：